

平成29年3月8日

於・1002会議室（10階）

第1041回

電 波 監 理 審 議 会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 諮問事項・報告事項（総合通信基盤局関係）	
○ 無線設備規則の一部を改正する省令案について （諮問第4号）	1
○ 高周波利用設備の型式指定に係る表示方法の追加等について	1
3. 報告事項（総合通信基盤局関係）	
○ 電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律案について	7
4. 諮問事項（情報流通行政局関係）	
○ 日本放送協会に対する平成29年度国際放送等実施要請について （諮問第5号）	19
5. 閉 会	25

開 会

○吉田会長 それでは、これから電波監理審議会を開会いたします。

総合通信基盤局の職員に入室するよう連絡をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

諮問事項・報告事項（総合通信基盤局関係）

○無線設備規則の一部を改正する省令案について（諮問第4号）

○高周波利用設備の型式指定に係る表示方法の追加等について

○坂中電波環境課長 電波環境課長の坂中でございます。それでは、諮問第4号の説明資料に基づきまして、ご説明申し上げます。

今回諮問いたしますのは、広帯域PLCに関する無線設備規則の一部改正でございます。一方、後ほどご報告いたしますのは、高周波利用設備の型式指定に係る表示方法の追加等でございますが、いずれも、高周波利用設備に関する省令等の改正でございますので、諮問と報告をまとめてご説明申し上げたいと思います。

それでは、1ページおめくりいただき、2ページ目をご覧ください。まず初めに高周波利用設備でございますが、これは10kHz以上の高周波電流を利用する設備のことでございます。具体的には、右上の図にございます電子レンジとかIH調理器、あるいは病院で用いられています電気メスやMRIなどがございます。これらの装置は、意図的に電波を放射して通信とか放送を行うも

のではありませんで、高周波を使って物を加熱したり、あるいは医療を行ったりする設備なのでございますが、そこから漏れる電磁波が通信とか放送などの無線サービスに影響を与えることがないように、電波法の中で個別に設置許可が必要となってございます。今回ご審議いただきます電力線搬送通信設備、P L C——Power Line Communicationでございますが、これは電力線を伝送路といたしまして高周波電流を重畳して通信を行う設備で、これも高周波利用設備の1つとして位置づけられてございます。

このP L Cには10 k H zから450 k H zまでの低い帯域を使います低帯域のものと、2 M H zから30 M H zの高い帯域、しかも広い帯域を使う広帯域のものがございます。低帯域のものは、例えば家庭用のインターホンなどに使われておりまして、広帯域のものは、右下の図にありますとおり、家庭内のL A Nとして使われているところでございます。

このうち、広帯域のP L Cにつきましては、航空とか船舶の通信、あるいはアマチュア無線などに影響を与えることがあり得るということで、基本的には屋内で使用できるとしていたものなのでございますけれども、平成25年に制度改正を行いまして、漏えいする妨害波の基準を厳しくしまして、図に示してありますとおり、屋内の分電盤から屋外に伸びる形態で、例えば住宅の監視用カメラですとか、あるいは電気自動車の充電スタンドの制御などといった、一部屋外でも利用可能になっているところでございます。

3ページ目をご覧いただきたいと思います。今回諮問いたします改正案でございますが、この広帯域P L Cの個別設置許可の要件を定めております無線設備規則の第59条になります。現行の規定は、広帯域のP L Cは分電盤の負荷側の場所で2 M H zから30 M H zの周波数を使用するものでなくてはならないとしておるわけでございますが、この分電盤はどんな分電盤でもよいというわけではございませんで、電波法施行規則第44条第2項第2号に規定する分

電盤、すなわち電気使用者の引き込み口における分電盤となっております。

さらにこの分電盤がつながる電力線でございますが、こちらのほうは電波法の施行規則の第44条第1項第1号で、定格電圧が100ボルトまたは200ボルト、それから定格周波数が50Hzまたは60Hzの単層交流を通ずる電力線、いわゆる家庭にある電力線でなければならないとしております。その要件は広帯域PLCの個別設置の場合にも当てはまるものと解されているところでございます。

この分電盤を特定しておる際に、経済産業省の所管しております電気事業法の施行規則が引用されておるところでございますけれども、昨年4月に電力の小売りの自由化を目的として電気事業法令が改正されたことを踏まえまして、今後さまざまな種類、電圧の分電盤が出てくる可能性も否定できませんので、今回、この解釈について疑義が生じることのないよう、電波法の設備規則の中でも明記しておきたいということが今回の改正の概要でございます。

次の4ページ目をご覧くださいと思います。本改正案については、昨年12月29日から2月1日までの間、意見公募を行ったところ、PLCの業界団体でございますPLC-Jから賛同の意見をいただいております。

最後に4の施行期日でございますが、答申をいただきましたら、速やかに関係省令を改正いたしまして、公布日に施行したいと考えてございます。

続きまして、5ページ目をご覧くださいと思います。ここからは報告事項になりまして、高周波利用設備の型式指定に係る表示方法の追加等についてでございます。高周波利用設備の概要については先ほど申し上げたとおりでございますけれども、高周波利用設備の制度には、設備の設置運用者が個別に設置許可をとるほかに、設備の製造業者あるいは輸入業者があらかじめ技術基準に適合することを申請いたしまして、総務省から型式の指定を受ければ、個別の設置許可が不要になる型式指定という制度がございまして、おもに大量製品

とか民生品などでこの型式指定の制度が利用されているところでございます。

この型式指定を受けた設備につきましては、右下の図の左側にありますとおり、型式指定の表示、丸いマークとか四角のマークがございますが、これをつけることが義務づけられてございます。携帯電話や無線LANなどの無線設備についても同様な制度として技術基準適合マーク、いわゆる技適マークという制度がございまして、この無線設備のマークについては、既にシール等で設備に添付する方法に加えて、例えばスマートフォンやタブレットなどではマークをディスプレイに表示する電磁的表示でもよいことになっているわけでございます。

この高周波利用設備については、もともと大きな設備が多かったこと、あるいは液晶ディスプレイを持つ装置が少なかったこともございまして、電磁的表示の制度がなかったわけでございますが、最近のスマートフォンの中には、ICカードを読み書きする機能を持つものが出てきているわけでございます。このICカードの内容を読む機能だけであれば、高周波の出力が小さいので許可が不要なわけでございますけれども、書き込みをするようなタイプの高周波出力が強いものは、誘導式読み書き通信設備という名前で、高周波利用設備の型式指定とか個別設置許可が必要になるわけでございます。

昨年開催された電波政策2020懇談会の報告書の中で、こうしたものを念頭に高周波利用設備についても電磁的表示を可能にすべきではないかというご提言をいただきまして、それで今般この電波法施行規則の関連規定の改正を行いたいというものでございます。

改正の概要でございますが、(1)といたしまして、従来の方法に加えまして、ディスプレイに表示することでもよいとする規定を追加するものでございます。

次の6ページをご覧いただきたいと思っております。(2)といたしまして、設備の利用者が容易にディスプレイにマークを表示できるように、取扱説明書などの

書類にこのディスプレイの表示方法を記載し添付することを求めるものでございます。

それから（３）といたしまして、型式指定を受けていない設備に対してマークを表示したり、あるいは紛らわしいマークを表示することを禁止する規定もあわせて追加したいということでございます。

さらに（４）といたしまして、これまで型式指定をした設備については、型式や指定の番号、さらには製造業者名などを官報で告示しておったわけですが、インターネットでの公示に変えることによりまして、利用者やあるいは第三者がより簡単に型式指定の設備かどうかの確認ができるようにしたいと考えてございます。

この（３）と（４）は電磁的表示の規定の追加にあわせて、無線設備の技適マークと同様に高周波利用設備の型式に関する規定を整備したいというものでございます。

７ページ目をご覧いただきたいと思います。次に（５）といたしまして、型式確認について同様な制度を整備するという内容でございます。型式確認とは型式指定と同じような制度なのですが、型式指定は総務省が技術基準への適合性を確認して型式を指定するのに対しまして、型式確認といいますのは、製造業者とか輸入業者がみずから技術基準への適合を自己確認して、総務省へ届け出るという届出の制度でございまして、現在電子レンジとかIH調理器、この２つの設備が制度の対象になってございます。こういった型式確認についても同じようにしたいということでございます。

それから、（６）は先ほどの諮問事項のところでもご説明いたしました、分電盤の件でございまして、電気事業法の改正に伴い、規定を整備する内容でございます。

それから、（７）は高周波利用設備の不要電磁波の許容値の測定方法を定めて

おる告示の改正でございまして、この測定器のパラメーターの一部について、おおもとの国際規格でC I S P Rというところが測定方法を決めておりますが、その国際規格に合わせて修正する内容でございまして。

以上の改正につきましては、公布日に施行する予定にしております。

以上、長い説明になり恐縮でございまして、諮問及び報告ということで、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○吉田会長 ご説明どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。諮問案件と報告案件がございましたけれども、いかがでしょうか。

じゃ、私のほうから口火を切らせていただきます。諮問案件につきまして事情は理解いたしました。ただ、念のために少し教えていただきたいのですが、昨年4月に経産省のほうの電気事業法が改正されたことに伴って、今後さまざまな分電盤が出てくる可能性があるのですが、今回、その分電盤について、疑義が生じないように明確化したというご説明をいただきましたが、参考までに、今後あらわれてくるであろう、ここに書かれた以外の分電盤というのはどのようなものを想定されているのか、もし何か例がございましたら、教えていただければと思います。

○坂中電波環境課長 そうですね、1つはやはり高圧の分電盤ということで、それがどういった形で導入されるかというのがありますが、ここはあくまで100ボルト、200ボルトの電力線の分電盤を対象にしておりますので、そういった高圧のものについてはここでは対象にはなりませんよということを明確化したいのはございます。

○吉田会長 あと、基本的には家庭で使われている分電盤とおっしゃったので、例えば三相交流なんかですと当然外されるということですか。

○坂中電波環境課長　そうですね、それもございます。そういう意味で、単相交流というのも1つポイントになるかと思えます。

○吉田会長　ありがとうございました。ほかに何かございますでしょうか。

それでは、ほかにご意見はないようですので、諮問第4号につきましては、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行いたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長　それでは、そのように決することといたします。

報告事項（総合通信基盤局関係）

○電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律案について

○吉田会長　それでは、次に、報告事項「電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律案について」につきまして、田原電波政策課長からご説明をお願いいたします。

○田原電波政策課長　電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律案についてでございますが、机の上にこういった、白表紙と私どもは呼んでいますけれども、法律案の概要、関係資料を参考までに配付させていただいております。これ自身は厚うございますので、電子ファイルのほうの資料、パワーポイントベースの資料でご説明させていただければと思います。

この電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律案のメインの部分は、電波利用料の3年に1度の見直しに伴うものでございます。電波利用料でございますけれども、電波を使っている方々、免許を受けて使っている方々でございますが、こちらの方々から電波利用料という形で電波利用共益事務に要する

費用をご負担いただく制度でございます。

その共益事務という形になりますが、事務の内容がこちらの円グラフに書いてございますような用途になります。円グラフが2つ書いてございまして、左のほう、現行料額と書いてありますけれども、こちらについては700億円ベースということになっておりますけれども、こちらは、電波利用料は3年間にかかる経費をベースに算定するというので、見直しも3年ごとに行うという形になってございます。現在、26、27、28年度にはこういった事務をしますということを念頭に電波利用料が決まっているということでございます。

中身でございますけれども、不法電波の監視ですとか、無線局監理システムの構築・運用ですとか、研究開発云々ございますが、一番大きな部分が地上デジタル放送総合対策というピンクの部分、298億円と書いてございまして、約4割強になりますけれども、こちらの部分が28年度でおおむね終了するという状況でございます。

29年度から地デジ関係については、被災地対応とか一部を除きまして、費用、コストが発生しないということになりますので、こちらがない状態で29に30、31年度の3年間にどういったものを取り組むべきなのかということ、いろいろ懇談会でご議論いただいたということで、こちらの審議会でも報告させていただきましたが、昨年、電波政策2020懇談会というものを開催しまして、どういったものに取り組むべきだというご議論をいただいたものがございます。

それを踏まえて29年度の概算要求をいたしまして、政府案として固まったのが、こちらの右側のグラフ、620億円という形になります。

中身でございますけれども、不法電波の監視とか無線局監理システムの構築・運用ですとか、研究開発とか、基本的な構成は地デジの部分以外同じような形になっておりますが、ここの施策について拡充しているような部分が多い

という形になります。

具体的にこの施策の内容でございます。参考までに、資料6ページ目になりますけれども、620億円の円グラフの内訳を絵でイメージを描かせていただいております。5Gですとか4K・8K、IoTに絡むような部分の研究開発、あるいは導入のための技術試験といったものなどを拡充しているというところでございます。

右側のほうには携帯電話の関係等の補助制度がございますけれども、エリア整備、携帯電話を使えない地域、あるいはまだ3Gしか使えないところを高度化していくものに対して補助を出すというものですとか、新幹線を中心としてトンネルなど遮蔽物で携帯電話が使えないという地域を解消していくという電波遮蔽対策事業といったものについても拡充していく形になっております。

上段に公衆無線LAN環境整備支援等がございますけれども、これはWi-Fi、特に防災拠点等でWi-Fi等を使えるようにするというので、そちらの利用環境の整備に関する補助といったものを約30億円という形で、それなりの額で施策を立てているという形になります。その隣に4K・8K普及のための衛星放送受信環境整備というものがございます。こちらはまた後ほどご説明させていただきますが、4K・8Kの放送等を入れるときに、ほかのシステムに電波干渉等が生じる懸念があるということで、それに対する対策ということで施策を追加しているものでございます。

こういったものですとか、左下のほうにある電波の安全性に関する調査、あるいは国際標準化といったものについてもしっかりやっていくということで、計620億円の予算を要求しているという形になってございます。

お戻りいただいて、2ページ目でございますけれども、この620億円を、具体的に電波を利用している方々、無線局の免許人の方々等にご負担いただくということで、幾らご負担いただくかということについても電波法に全部料額

を規定しているということで、そちらを見直す場合は電波法の改正になるということで、今回その見直しで料額の改定を行っているということでございます。

この料額の算定方式でございますけれども、先ほどの620億円をどのようにご負担いただくかということで、その基本的な考え方も決まっております、すみません、行ったり来たりになってしましまして恐縮ですが、最後の7ページ目でございますけれども、電波利用料の料額の算定方法とございますが、基本的に歳出、幾ら施策に必要なだというのがあって、それを具体的にどうご負担いただくかという、このフローチャートのような形になります。

その620億円という施策の中身を電波の利用価値の向上につながる事務と電波の適正な利用を確保するために必要な恒常的な事務の2つに分けて、それぞれ幾らかかるということで整理をいたします。この場合、利用価値の向上が380億円、それ以外のものが240億円という形になりますが、240億円の部分は、皆さんにおおむね、基本的に均等にご負担いただくということで、若干、無線局監理に手間がかかる部分はその分ちょっと加算するとございますけれども、均等割りの部分と、利用価値の向上の部分は、電波が混んでいるところについてはそれなりに、より多くご負担いただくということで、左側の吹き出しの中に、周波数の逼迫状況に応じて、周波数帯域ごとに配分とございますけれども、3GHz以下の周波数というところが混んでございますので、こちらの利用価値が高いということで、ここに380億円の13分の12を割り振る。残りの1の部分に3GHzから6GHzのところを割り振る。ということでこの380億円を割り振ります。

さらにその中で、各無線システム、携帯電話ですとか放送ですとか、それぞれのシステムごとに配分したり、それぞれの無線局の特性に応じて、必要に応じて特性係数というものを掛けて料額を調整していきます。そういった段階を踏ままして、個々の料額が決まっていきますというプロセスになります。

こういった計算式にのっとして計算した料額で、主なものを、もとに戻って3ページ目、電波利用料の料額の見直しというところに書いてございますけれども、代表的な無線システムということで、携帯電話と放送の関係がございませう。携帯電話ですと1つの携帯電話端末当たり年間140円、現行は200円になります。基地局は200円。もう1つ、携帯電話のシステムは広い地域で電波を専用して使っているということで、広域専用電波という適用になっておりますけれども、専用している電波の1MHz当たりで4,763万円。現行は6,200万円程度ですので、この分安くなるということで、携帯電話の関係の負担は下がるという形になります。

右側、放送の関係でございませうが、テレビの関係で、例えば大規模局（東京）とございませうけれども、スカイツリーについているような大規模な局は現在、1局当たり4.2億円ぐらいだったものが3.8億円に下がるという形になります。地方は利用度合いが低いということで、その分料額も下がって安くなっておりますが、こちらについても下がる。中には、中継局のところの一部料金が上がっている部分等ございませうが、ここでは下がっているものがメインでございませう。全体を計算しますと、使途の額が下がっておりますけれども、計算上、下がるものと上がるものがいろいろあるという形になります。

ですが、基本的な負担の考え方は、前回、3年前の見直しと変わっていないという形で、先ほどお示ししたような計算式で、若干、電波の利用状況に係る係数だけを見直した形で計算して、このようなものになっているというものでございませう。

そして、2番目でございませうけれども、電波利用の使途の追加とございませうが、何に使うかも全て電波法に書かれているという形になってございませうので、既存の電波法の条文で読めないものについては、新たに電波法を改正して使途を追加しなければいけないという形になっております。

今回の見直しに当たって、1点だけ既存の条文では読めないだろうというものがあまして、こちらが先ほどもちよっとご説明させていただいた4K・8Kの導入に当たっての電波の混信対策というものでございます。これは具体的に何かと申し上げますと、衛星放送で4K・8Kを放送いたしますけれども、屋根の上につける受信アンテナからテレビまで引き込んでくるわけございまして、その途中で施工不良、こちらには下に家の絵があつて、左側に手ひねりの接続とか銅線がむき出しの接続とかがございしますが、こういうものがあつたり、不良品のブースター等があると、そこから電波が漏れまして、それがほかのシステムに悪さをするということがございまして、これまでも携帯電話等に影響を与えて混信が生じる事象が発生しておりますが、4K・8K等を新しい電波で導入しますと、今度はWi-Fiですとか、やはり携帯電話と同様な広帯域移動無線アクセスシステムのほうに混信の影響が新たに出かねないというところがございまして。

そちらに対して、不適切な機械をきちんとしたものに取り替えていただくといったものについて支援をしていこうというものでございまして。この支援の部分について現行の条文では読めないということで、期限を限った取組ということで進めていくことにしておりますけれども、新たに用途を追加する形になっているものでございまして。

電波利用料については、この料額の見直し部分と1点の用途の追加という形になります。

あわせて、電波法の改正をいたしますので、そのほかの既成事項について見直すべき点がないかということで、4点ほど改正事項を盛り込んでおります。4ページ目、その他の改正事項でございまして。

(1)の部分ですけれども、電波の利用状況の調査の関係でございまして。こちらについては、利用状況の調査の評価についてこちらの審議会にも諮らせて

いただいて、評価の際には諮問させていただいておりますが、おおむね3年に1度各無線局に行くという形になっております。このため、全部の周波数帯を3つに分けて3年ごとに回していくという形で毎年こちらにもお諮りさせていただいておりますけれども、携帯電話等、動きが早いものについては3年に1度では遅いだろうということで、もう少し柔軟にできるようにしようということでございます。ということで、おおむね3年に1度というものを削って、総務省令で柔軟に定めるという形にさせていただくということで、念頭に置いているのが、携帯電話などについては毎年調査をかけていこうというものでございます。

2点目、船舶の関係でございます。船舶がどこにいるのかという情報は、衝突防止の観点ですとか、さまざまな観点から陸のほうに通報するAISというシステムがございますけれども、こちらは技術の進展とともに衛星経由でできるようになってきたということでございます。ただ、衛星経由でこれをやろうとすると、現行の電波法上では読めないような部分もあるということで、その辺の定義の見直し等を行うものでございます。

3点目、4点目が無線局の検査に関連するものでございます。(3)は無線局の検査の際に使う測定器でございます。この測定器、周波数とか電力とかを測るものでございまして、こちらについても毎年1回較正、きちんと合っているかどうかチェックしなさいという形になっておりますが、最近では機器の性能も上がってきて安定性も高まっていて、較正の間隔は全ての機器が1年である必要がない、ものによっては最長3年程度まで延長してもいいのではないかとということで、海外の事例ですとかほかの制度の事例なども踏まえながら、最長3年に延長することができるように規定を見直すというものでございます。

こちらについては電波法の関係のほかにも、電気通信事業法でも同様の規定がございますので、そちらについても変えるということで、法律自身が電波法及

び電気通信事業法の一部を改正する法律案という形になっているところでございます。

最後、(4)の部分でございますけれども、こちらは航空機の無線局の検査に関するものでございます。航空機にはいろいろ、通信のシステムだけではなくて、レーダーですとか、高度を測るとか、いろいろな無線機器が搭載されておりますが、こちらについて、通常年に1度定期検査という形で、無線局の部分についても検査をお願いしているということでございますが、航空機は当然航空法でいろいろな、飛行機の安全性とかのチェックもございまして、そういった航空法上の検査のやり方と、電波法上のやり方が若干違うということもあって、そういった負担をなくす等のご要望もいろいろ出ていたこともございまして、電波法のチェックのやり方を少し見直したらどうだということでございます。

今回入れる制度としましては、日常点検、保守というところで、電波法で、どのようにきっちりやりなさいという規程を定めてもらいまして、それにのっかってきっちりやっていることが確認できるようであれば、定期検査を省略できるという制度を新たに入れましょうと。こちらは、そういった新しい制度、あるいは従来の制度を選択可能として、どちらも選べるような形にしていくということで、制度を見直すものでございます。

この4点が電波利用料のほかに制度改正として盛り込んでいるものでございまして、こちらを、今開催中の通常国会に提出させていただいております。審議はこれからでございますが、成立すれば、この秋からの電波利用料に料額が適用されていくという形になっているものでございます。

概略は以上でございます。

○吉田会長 どうもご説明ありがとうございました。それでは、ただいまの田原電波政策課長からのご説明につきまして、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

どうぞ。

○林委員 林でございます。まずは、今回の法改正の立案作業に尽力されたことに対して、担当課の皆様方に敬意を表したいと思います。今のご説明について一言、意見がございます。

個人的に関心がございますのは、2020懇談会報告書でも取り上げられた、開設計画の遅延に対する勧告・公表等の措置についてでございます。これについては、今回の電波法改正では見送られたと承知しておりますが、その経緯はともかくとして、今回それらの措置が見送られた理由としては、仮に開設計画の遅延が生じてしまった場合には、当該計画の取消を背景にして行政指導を行い、それを公表すれば足りるという整理なのかなと思っております。その点ですけれども、そもそも電波法は、個々の局に対する免許を前提に構成されておりますが、それでは余りにも煩雑になるということで、包括免許、開設計画といった制度を導入してきましたし、放送の世界では、個々の局の免許の有効期間の終わりを揃えるという一斉再免許の措置を運用上取っています。このように電波法の構成全体が非常に複雑になっているという中において、2020懇談会で取り上げられた新たな勧告・公表制度を導入しようとする、その必要性を説明するのは難しいということは、十分理解できるのですが、それでもなお、私は勧告・公表制度の導入の必要性にかかる立法事実はあると思っております。

たとえば、開設指針で「MVNOの普及に向けた取り組み」を審査項目として設定し、開設計画で事業者に「MVNOの普及に向けた取り組み」について記載させていますが、現状、事業者が割当後にMVNOの普及の取組をしっかり行わなくても、行政処分できず、ある意味、事業者が「懈怠」をしても割当を受けることができる仕組みとなっており、このことからすると、立法事実はあると存じます。確かに、今でも開設計画の進捗状況について公表して、それを世間の目に

さらすことによって、事実上、事業者に開設計画の遵守をさせようと仕向けているのは、それはそれでうなずけるのですが、ただ、公表には何らかの法的強制力はありませんので、行政としてグリップしていることにはなりません。そこで、取消と行政指導の間のいわば中二階の制度として、やはり勧告という法的手段があつてしかるべきだと思っていますし、それに対する立法事実もあると思っていますので、そこは、これからいろいろ議論していただきたい。おそらく中長期的な課題になると思いますが、おそらく総務省としても、今回の電波法改正で終わりとお考えになっているのではなくて、常に継続した検討課題はおありになると思いますので、今述べた点についても、引き続き検討を行っていただきたいと思います。以上の点は、2020懇談会でも挙げられた論点でもございますので、引き続きご検討をお願いしたいと、こういうところでございます。

以上です。

○田原電波政策課長　ご意見、ありがとうございます。私どももこれで終わりというわけではなく、今回、利用状況調査のところは毎年でもかけていこうということでございますので、そこについてはしっかりと調査をして分析をする。

さらに開設計画のところについては、四半期ごとに報告を受けて、その状況についてはオープンにしていっているところでございますので、そのところをしっかりとやっていって、開設計画をしっかりと実行されていない、あるいはほかの帯域についても有効に活用されていないというところがあれば、利用状況調査の評価・分析のところでもしっかりと見ていって、またこちらの審議会にもお諮りする形になりますが、意見としては事業者についても言っていく。そこを言った上で、必要であればその先の指導等という議論もあるかと思いますが、そういったものをしっかりとやっていった上で、それでもうまく行かないということがあれば、勧告・命令という法定の何かという議論をもう一度

させていただくのかなと考えております。

いずれにしましても、さきの懇談会でもいろいろご指摘をいただいておりますので、今回は一部、利用状況調査のところだけにはなりましたが、こういうものを踏まえながら、しっかりとその辺は引き続き監督できるように取り組んでいきたいと考えております。

○林委員 ぜひよろしく願いいたします。

○吉田会長 よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

すみません、それでは私のほうからもお伺いさせていただきます。先ほどご説明いただきました電波利用料の料額の件です。最後の7ページのところで算定方法をお示しいただきまして、いろいろご説明いただきましたが、この算定方法は、この資料に平成29年から31年までと書かれていることから、やっぱり3年ごとに見直していかれるのでしょうかという点が一点目です。

それから、この7ページの中で電波の逼迫状況に応じて電波料額を算定するというところで、3GHz以下と3GHzから6GHzとに分けて、3GHz以下にかなり大きな料額をかけられたとのこと。一方、6GHzを超える周波数は、まだ確かに逼迫はしていないことから、実際には幾つか使われている例はあるかと思いますが、今回は料額というのはあまりとらないと理解してよろしいのでしょうか。そのあたり、基本的なところをお伺いさせていただければと思います。

○田原電波政策課長 基本的に3年ごとに見直すときは、スタートとしてはゼロベースでございますけれども、今回の場合は、先ほどの電波政策2020懇談会のときに、基本的な考え方は変えないというところでご議論いただきましたので、この全体の流れとしては、前からと同じでございます。

大きく変わっているというか、中身的に変わっているところが、出だしの歳出の部分が700億円だったのが620億円になっている点ですので、その下

の段の a 群、 b 群と書いてございます、ここの額が変わっていると。それと、電波の利用状況が変わりましたので、その下の 1 2 対 1 というところが変わっております。ちなみに、前は 2 4 対 1 だったということで、それは 4 G、第 4 世代の移動通信システムが 3. 5 G H z 帯を使うということで、これからの 3 年間、そこは増えてくるという予測になっておりますので、 3 G H z から 6 G H z 帯の利用が従来よりも相対的に増えるという形になって、そちらの比率が上がって、 2 4 対 1 を 1 2 対 1 と見直したというところでございます。

基本的にそのほかの考え方は従前と同じでございますけれども、見直しの必要があるという議論がそれまでにあれば、そこは適宜見直していくという形になります。

基本的に、特に価値の向上というところで、もっぱら、多くの無線機が 6 G H z 以下ということで、 6 G H z 以下に着目してこういう形でコストの分配をさせていただいている形になります。

○吉田会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

では、もう 1 点だけ、すみません。資料 3 ページの電波利用料の使途の追加のところの説明で、 4 K ・ 8 K の受信環境整備に向けた支援ということで、旧式の設備とか不適切な施工により電波が漏れやすいものが存在しているので、その整備支援策として追加されたということをお伺いしたのですけれども、総務省さんとしてはどの程度こういう事例があるのかは把握されているのでしょうか。多分、使途の額を推定するに当たり何らかの調査はされたと思いますが、そのあたりをお伺いできればと思います。

○田原電波政策課長 こういう事象については、今までの B S でも起きている部分もございまして、そういうものについて把握している部分は一定程度ございます。ただ、こちらの受信設備については具体的な規制がかかっていないということがあって、細かい正確なところは把握し切っていないというのが現状

でございます。そういうことがございますので、29年度の予算施策自身は、補助云々という前に、実態をきちっと把握して評価をするという予算が中心になっておりまして、その経費がここで12億円という形になっております。あわせて、この受信設備の部分で、こういったものはきちっと守ってくださという規制を一定程度かけなければいけないだろうということで、そちらの評価のためのコストも、こちらの12億円の中に入っています。きちっとそういった規制をつくった上で、それに適応するものに移ってくださという支援が、30年度以降必要になるのではないかとということです。29から31年度に要する経費ということで、短期間にこの移行をしていただかなければいけない。放送が始まって、本格普及を目指していくということでございますので、この3年間に必要な経費という形でそういう補助等の支援も必要になるのではないかとということで、使途の追加という形にさせていただいているというものでございます。

○吉田会長 どうもありがとうございました。ほかの委員の先生方からはよろしいでしょうか。

それでは、もうほかにはご質問等ないようですので、本報告事項につきましては、これにて終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上で、総合通信基盤局の審議を終了いたします。情報流通行政局職員入室までしばらくお待ちください。

(総合通信基盤局職員退室)

(情報流通行政局職員入室)

諮問事項（情報流通行政局関係）

○日本放送協会に対する平成29年度国際放送等実施要請について

（諮問第5号）

○吉田会長 それでは、諮問第5号「日本放送協会に対する平成29年度国際放送等実施要請について」につきまして、清水国際放送推進室長からご説明をお願いいたします。

○清水国際放送推進室長 諮問第5号資料をご覧ください。本件は、日本放送協会が行うラジオ国際放送及び外国人向けテレビ国際放送につきまして、平成29年度の放送の実施を要請するものでございます。

まず、1の要請放送制度についてでございます。NHKに対して国際放送等の実施を要請することにより、我が国に対する正しい認識を培い、国際親善、経済交流の発展等を図るとともに、在外邦人に対して必要な情報提供をすることを目的としております。

制度の概要でございますが、放送法第65条第1項によりまして、総務大臣は、NHKに対して放送区域、放送事項、その他必要な事項を指定してラジオ国際放送及びテレビ国際放送を行うことを要請することができるものと定められております。なお、放送事項につきましては、邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項や国の重要な政策に係る事項などに限定されております。

第2項におきまして、要請に当たって放送番組の編集の自由への配慮義務が定められております。また、2ページに入っておりますけれども、第67条におきまして、NHKが要請に応じた場合には、要請放送のための費用を国が負担することとされておまして、平成29年度はラジオが約9.6億円、テレビが約25.8億円、合計約35.4億円を計上しております。

続きまして、要請内容についてでございます。まず、ラジオ国際放送の要請内容につきましては、要請内容は本年度と同じでございます。1の放送事項につきましては、放送法に定める邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項などに係る報道及び解説とし、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意することとしております。

2の放送区域でございますけれども、次の3の(5)におきまして、放送言語を日本語、中国語、朝鮮語としております。これはテレビとラジオの役割分担として、テレビ国際放送で外国人向け、ラジオについては在外邦人向けに日本語、これに加えて重要な近隣諸国の言語ということで中国語、朝鮮語を要請するものでございまして、2の放送区域につきましては、これらの放送を行う区域ということにしております。

続きまして、外国人向けテレビ国際放送の要請についてでございます。5ページになります。テレビ国際放送につきましては、基本的に28年度要請と同じでございますけれども、下線を引いております多言語化の部分につきましては、昨年度と異なっておりますので、7ページの参考1をご覧ください。

3の(3)で太字になっているところでございますけれども、右側の平成28年度につきましては、「英語以外の外国語による放送の取組を試行的に行うなど、多言語化に向けて、必要な取組を進めること」と要請しております。これは、平成26年度要請を年度途中で変更しまして追加したものでございまして、外国人向けテレビ国際放送に外国語字幕を付与するという新しい試行的な取組を進めるように要請したものでございます。補正予算により予算措置をし、その後、平成27年、28年度においても引き続きこの試行的取組というものを要請いたしました。

今回の平成29年度要請におきましては、これまでの取組を同じように引き続き要請するのではなく、これまでの取組を踏まえまして、より発展的に多言

語化に向けて必要な取組を検討してもらいたいということで、「多言語化に向けて、必要な取組に努めること」としてございます。

これまでの試行的な取組につきまして、次の8ページをご覧ください。平成27年7月から28年9月まで、NHKにおいて補正予算に基づきまして中南米向けにスペイン語字幕を付与する実証を実施いたしました。英語のテレビ国際放送に対して、リアルタイムで通訳者が英語音声を聞きまして、スペイン語に翻訳して字幕化しておりますので、イメージ図にもございますけれども、映像に対してスペイン語字幕がかなり遅れ、視聴者にとっては映像と字幕のずれが大きいということでもございました。その後、この実証につきましては、下のほうになりますけれども、平成28年10月以降もNHKが自主的に継続しており、NHKとしましてもさらに改善を図っていく予定と聞いております。

簡単ではございますが、平成29年度の要請内容となります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○吉田会長 ご説明どうもありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いたします。

○松崎委員 要請している事項が4つありますね。これらの比率はこちらからお願しているのか、それとも、NHKサイドで決めているのですか。

○清水国際放送推進室長 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項など4つの放送事項につきましては、ニュースとか解説番組の中で取り上げられると思います。

ただ、具体的な放送の内容については、NHKの編集の自由というものがございますので、NHKにおいて、報道の中でこういった要請も踏まえて適切に放送されているものと思っております。

○松崎委員 では、中身については、こういうものを増やして欲しいとか、こちらからは言えないということですか。

○清水国際放送推進室長 はい。

○松崎委員 今、金沢に単身赴任していて、北陸新幹線の開業で外国人観光客が非常に増えています。ですから、日本の文化だけでなく、現状ですね。新幹線効果でこれだけ他国から日本の観光地に来ているという映像とか、インタビューをとり入れてくれれば、と思いますが。そこまでは……。

○清水国際放送推進室長 要請放送としてではなく、NHKの自主的な取組としてさまざまな情報番組を放送しておりますけれども、やはり地方発の情報を出すということには非常に力を入れて取り組んでおりまして、地方局がつくった地方の魅力を発信する番組なども、外国人向けテレビ国際放送の魅力の1つにするように努力していると聞いております。

○松崎委員 ぜひお願いしたいと思います。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

はい、お願いします。

○林委員 本論とは関係ないですけれども、9ページの参考の3のところ、ラジオの国際放送、テレビの国際放送と両方あると思いますが、ラジオの国際放送の送信施設は、八俣送信所ですが、テレビのほうはどこになるのですか。山口のKDDIのパラボラのあそこから出すのでしょうか。

○清水国際放送推進室長 はい。ラジオは八俣送信所でございますけれども、テレビのほうは山口からインテルサットに向けて発信しております。

○林委員 そうですか。あそこが唯一の送信施設になるわけですか。

○清水国際放送推進室長 はい。

○林委員 なるほど。分かりました、すみません、それだけ確認です。ここになかったのです。

○清水国際放送推進室長 申し訳ございません。

○石黒代理 1つ質問ですが、この実施要請の比較表を見ると、多言語化に向

けての文言が変わったのは、こういう理解でいいですか。28年度はこのための補正予算がついているので、この予算を使ってこの取組をやってくださいというのをはっきり書いた一方で、来年度はこのための予算は特につけるわけではない一方、これまでやってきたことを踏まえ、NHKの国際放送関係費も増えているようなので、これを使ってNHK自身で頑張ってくださいというメッセージですか。

○清水国際放送推進室長 28年度までは、要請を踏まえた予算措置として、多言語化実証については補正予算での措置を行ってきました。29年度要請につきましては、補正はございませんが、29年度予算による交付金での予算措置を行います。交付金は多言語化に向けた取組も含め、要請に応じて行う取組全体に対するものでございますけれども、NHKの予算全体の中にこの交付金も組み込まれまして、全体の中で取り組んでいただくと考えております。

○石黒代理 なので、「進める」は「努める」に変わったということですね。

○清水国際放送推進室長 NHKには自主的に今後の取組を具体化して、能動的に進めていってもらいたいと考えております。

○石黒代理 分かりました。ありがとうございます。

○吉田会長 よろしいでしょうか。

あと、私のほうから1点お伺いしたいのですが、先ほど、テレビ国際放送の多言語化実証につきまして、8ページですが、英語からスペイン語への翻訳が遅れていることが今、課題であるということで、その改善を今後図る予定というご説明がありましたが、具体的にはどれぐらいの遅れがあるのか、それをどのぐらい縮めるのか、何か具体的な目標というのはありますか。

○清水国際放送推進室長 具体的なものはございませんが、まさにイメージにありますとおり、画面が移ってしまってから字幕が出ることもあるようでございまして、やはり字幕の品質としてももう少し向上しないと分かりづらいという

視聴者のご意見をいただいたと聞いております。

具体的には、字幕を付与するための業務フローを少し変えますとか、この画面に表示できます字幕の文字をもう少し増やすためのシステムの改修をするといったことを具体的に検討していると聞いております。

○吉田会長 確かに通訳者、すなわち人間が訳する場合は、どうしても遅れというのはやむを得ないような気がします。将来的にはコンピューターが発達して、それが全部自動的に翻訳して、さっと字幕を出してくれるといいのかもしれないのですけれども。

○清水国際放送推進室長 将来そういうこともできるようになればとは思いますが、まだ現状では自動ということにはなってございません。

○吉田会長 どうもありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第5号につきましては、諮問のとおり要請することが適当である旨の答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 ありがとうございます。それでは、そのように決することといたします。どうもありがとうございました。

以上で情報流通行政局の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)

閉 会

○吉田会長 それでは、本日の審議会を終了いたします。

答申書につきましては、所定の手続きにより、事務局から総務大臣にあて提出をしてください。

なお、次回開催は平成29年4月12日15時からを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。